資料１

狛江市地域公共交通会議について（まとめ）

・「狛江市附属機関の設置に関する条例」に基づき設置、「狛江市地域公共交通会議運営規則」に基づき運営
・協議事項　　：狛江市の公共交通に関すること
・今期の委員任期：令和８年３月 31 日まで
・会議の成立　　：会議は会長が招集し、　全委員の過半数（９名）以上の出席による。
・議決　　：出席委員の過半数以上の同意をもって決する
※可否同数の場合は、議長である会長が決する
・会議　　：公開
※傍聴可とする。ただし、会議の妨害になるような行為はしないこと。
・会議録　　：要点筆記（委員名表記は匿名として、「会長、委員Ａ等」とする。）
※会議ごとに各委員の承認を得たものを正式決定として、狛江市ホームページにて公開
・会議のメンバー：別紙の委員名簿のとおり